

別表1

港則法適用港(大分保安部管内抜粋)

福岡県 大分県	中津	大塚三角点(4.3m)(北緯33度36分56秒東経131度12分15秒)を中心とする半径3,000mの円弧のうち同三角点からそれぞれ10度及び279度に引いた線以北の部分、同三角点から10度3,000mの地点から25度40mの地点まで引いた線、同地点から71度6,210mの地点まで引いた線、同地点から109度2,150mの地点まで引いた線、同地点から209度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに山国橋下流の山国川水面
大分県	長洲	小松橋東端を中心とする半径1,800mの円内の海面及び小松橋下流の駅館川
	高田	川口三角点(2.8m)(北緯33度34分38秒東経131度25分38秒)から115度30分140mの地点を中心とする半径2,500mの円内の海面並びに桂川桂橋及び寄藻川浮殿橋各下流の河川水面
	竹田津	琵琶埼から太郎岩を経て龜崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	国東	国東港南防波堤灯台(北緯33度34分東経131度44分23秒)から241度30分325mの地点を中心とする半径1,000mの円内の海面及び港橋下流の田深川
	守江	権現鼻から45度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川錦江橋及び高山川永代橋各下流の河川水面
	別府	高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大分	大分港北突堤灯台(北緯33度15分5秒東経131度35分13秒)から270度30分1,700mの地点から24度1,250mの地点まで引いた線、同地点から74度12,000m地点まで引いた線、同地点から119度4,950mの地点まで引いた線、同地点から92度3,700mの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、乙津川海原橋、裏川裏川橋及び大分川弁天大橋各下流の河川水面
	佐賀関	踊鼻から66度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	白杵	天神ヶ鼻から337度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	津久見	横浦埼から116度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下青江橋下流の青江川水面
	佐伯	番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松戎鼻から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中川海運橋、中江川美国橋及び番匠川水路橋各下流の河川水面
	蒲江	米搗鼻から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面